

～災害時に備えて名簿を更新します～

## 【避難行動要支援者制度】のご案内

### 【避難行動要支援者制度】

町では、地震や豪雨などの災害発生時に、自力での避難が困難で支援が必要な方のために「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域や関係機関と連携した避難支援体制の構築を進めています。

この制度は、避難支援に携わる関係者（消防・警察・民生委員・児童委員・個人情報保護に関する覚書を締結した町内会など）にこの名簿を提供することで、平常時の地域での見守りや、災害時の安否確認、避難誘導などを「共助」で支援する制度です。

【避難行動要支援者の支援にご協力を願いします】

災害発生時には、近所同士で助け合う「共助」の精神が重要です。避難支援に関わる地域の協力がより一層得られるよう、制度への理解を深め、個人情報保護に関する覚書を締結する町内会の普及・拡大を目指し出前説明会などを行つていますので、お気軽にお問い合わせください。

### 【避難行動要支援者名簿】

「避難行動要支援者」の氏名・住所・年齢・電話番号、支援を必要とする事由など、避難支援のために必要な個人情報を共有する名簿です。

### 【登録の対象となる方】

次のいずれかの状態にある方のうち、支援がなければ避難することが難しい在宅の方々長期入院・施設入所者は除きます。

①介護保険法による要介護度が3～5の方  
②身体障害者手帳1・2級の方  
③療育手帳A判定の方  
④精神障害者保健福祉手帳1級の方

⑤高齢や難病などの事由により支援を必要とする方

### 【登録を希望される方へ】

災害の発生は予測が困難で合もあるため、災害時の支援が保証されるものではないことをご理解くださるようお願いします。

### 【登録手続き】

登録の対象となる方のうち①～④に該当する方には、6月中に名簿への登録の希望について確認するため、案内を郵送します。（すでに同意を確認済の方を除く）⑤により支援を必要とする方は、左記の窓口で登録の手続きを行ってください。

### 【申請窓口】

・保健福祉課高齢者福祉係  
・危機対策課防災係  
・落部支所

・熊石総合支所住民サービス課  
・危機対策課防災係

### 【制度に関する問い合わせ先】

・保健福祉課高齢者福祉係  
（シルバープラザ内）  
☎ 0137-161-2226  
・熊石総合支所住民サービス課  
☎ 01398-121-3111

## 避難行動要支援者制度【イメージ図および流れ】

